

議案第 77 号

四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町水道事業の設置等に関する条例（平成18年四万十町条例第185号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「16,586人」を「16,308人」に改め、同条第 4 項中「最大量」を「最大給水量」に、「9,031立方メートル」を「8,729立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。